

令和4年度事業報告書 (協会けんぽ2022) 【概要版】

事業期間: 2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日



2022(令和4)年度の加入者数は、共済組合法改正の影響で大きく減少しましたが、標準報酬月額や適用事業所数は増加しました。

●加入者数: **3,945万7千人**(82万5千人減少)

●平均標準報酬月額: **298,111円**(5,891円増加)

被保険者数: **2,481万2千人**(27万1千人減少)

●適用事業所数: **256万3千事業所**(7万4千事業所増加)

(うち任意継続被保険者数: **23万9千人**(1万5千人減少))

被扶養者数: **1,464万5千人**(55万3千人減少)

加入者数、事業所数等の動向

(加入者数などの人数: 千人、平均標準報酬月額: 円、適用事業所数: 千力所)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
加入者数	35,662 (1.5%)	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)	39,417 (1.2%)	40,460 (2.6%)	40,312 (▲0.4%)	40,282 (▲0.1%)	39,457 (▲2.0%)
被保険者数	20,315 (2.2%)	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)	23,769 (2.4%)	24,805 (4.4%)	24,888 (0.3%)	25,083 (0.8%)	24,812 (▲1.1%)
うち任意継続 被保険者数	321 (▲5.0%)	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)	259 (▲1.1%)	253 (▲2.3%)	255 (0.8%)	254 (▲0.4%)	239 (▲5.9%)
被扶養者数	15,346 (0.7%)	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)	15,648 (▲0.5%)	15,656 (0.1%)	15,424 (▲1.5%)	15,198 (▲1.5%)	14,645 (▲3.6%)
平均標準報酬月額	276,161 (0.3%)	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)	288,475 (1.2%)	290,592 (0.7%)	290,516 (▲0.0%)	292,220 (0.6%)	298,111 (2.0%)
適用事業所数	1,681 (2.7%)	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)	2,224 (5.3%)	2,325 (4.5%)	2,399 (3.2%)	2,489 (3.8%)	2,563 (3.0%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。

※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均(前年度3月～当年度2月)の数値となります。

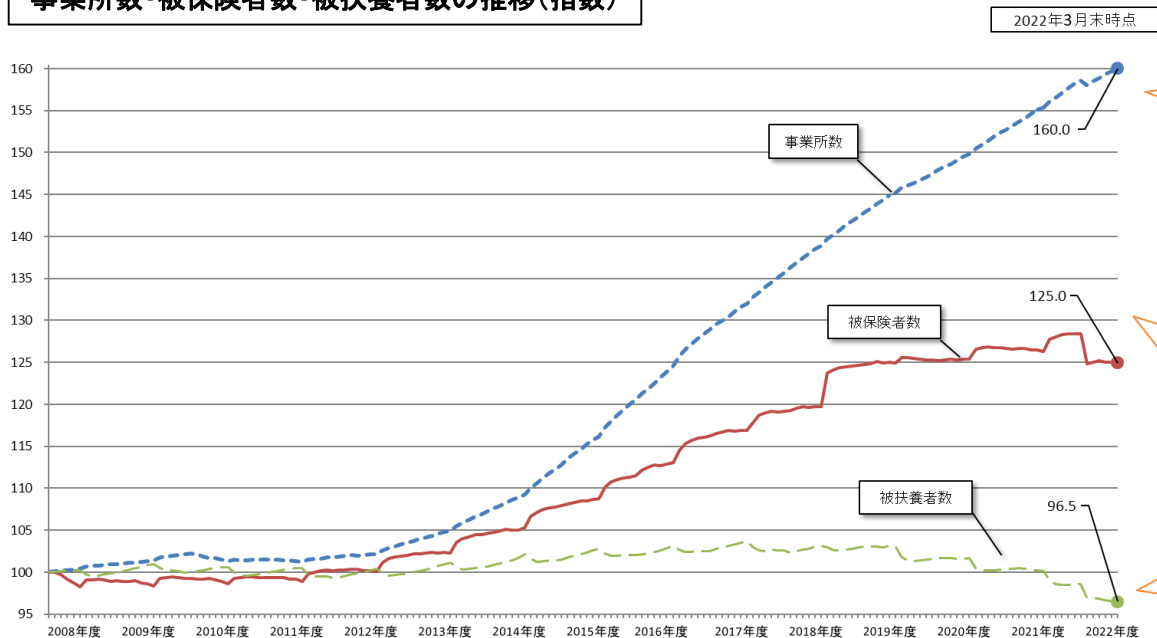
※3 平均標準報酬月額および適用事業所数には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていません。

2022年度の月別の新規加入者数等の推移

(単位: 万人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	152.2	66.4	64.2	60.4	55.6	57.4	86.1	59.5	50.0	60.4	55.4	61.8	829.4
被保険者数	111.9	42.8	42.0	39.9	35.5	37.3	61.9	38.6	32.5	38.5	35.5	40.0	556.3
被扶養者数	40.3	23.7	22.2	20.5	20.1	20.1	24.2	21.0	17.5	21.9	19.9	21.8	273.2
資格喪失者数	142.3	67.5	60.0	58.1	54.7	55.9	181.1	56.5	49.6	66.2	56.3	63.7	911.9
被保険者数	83.2	38.2	36.8	37.7	35.7	36.3	133.3	34.2	30.2	41.7	35.5	40.7	583.4
被扶養者数	59.1	29.3	23.3	20.5	19.0	19.6	47.7	22.3	19.4	24.5	20.8	23.0	328.5

事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)



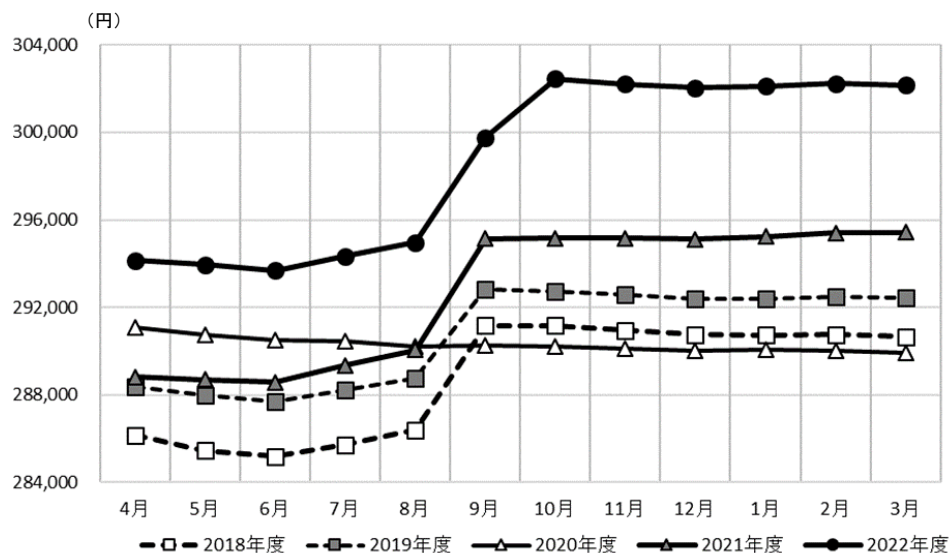
・適用事業所数は、増加しています。

・被保険者数の伸びは、2020(令和2)年度以降、鈍化しています。また、2022(令和4)年10月に共済組合法の改正がされ、業態区分が「公務」である非常勤職員等が共済組合員となったことにより、大きく減少しました。

・被扶養者数は、2020年度以降、減少しています。

※ 2008年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示しています。
 ※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者数について集計したものです。

平均標準報酬月額推移



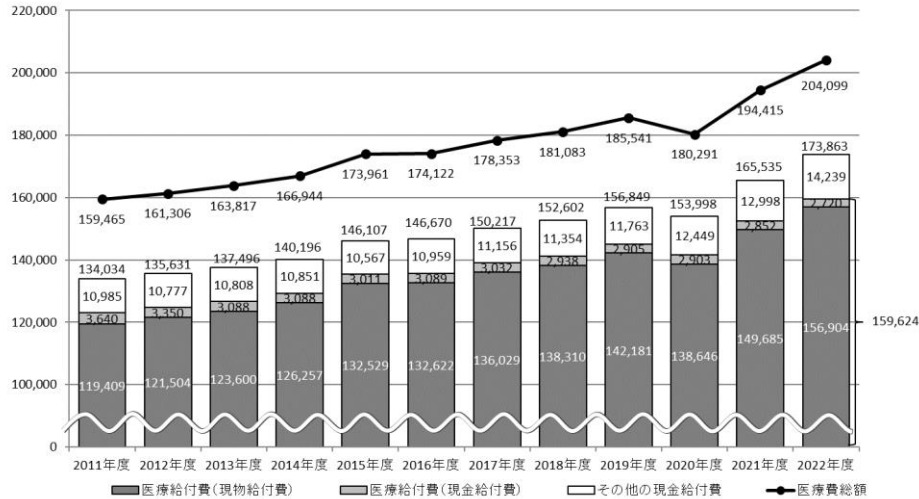
・標準報酬月額は、4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に改定が行われ増加するのが例年の傾向です。2022年度は例年の傾向どおり9月に増加しました。また、共済組合法の改正により、業態区分が「公務」である非常勤職員等が共済組合員となったことで、10月においても標準報酬月額が増加しました。

・業態別に見ると、任意継続被保険者を除くすべての業態において、前年と比べ平均標準報酬月額は増加していますが、特に、共済組合法の改正により、「その他の運輸業」、「学術研究機関」、「教育・学習支援業」、「複合サービス業」及び「公務」の業態が大きく増加しています。

※健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者の標準報酬月額について集計したものです。

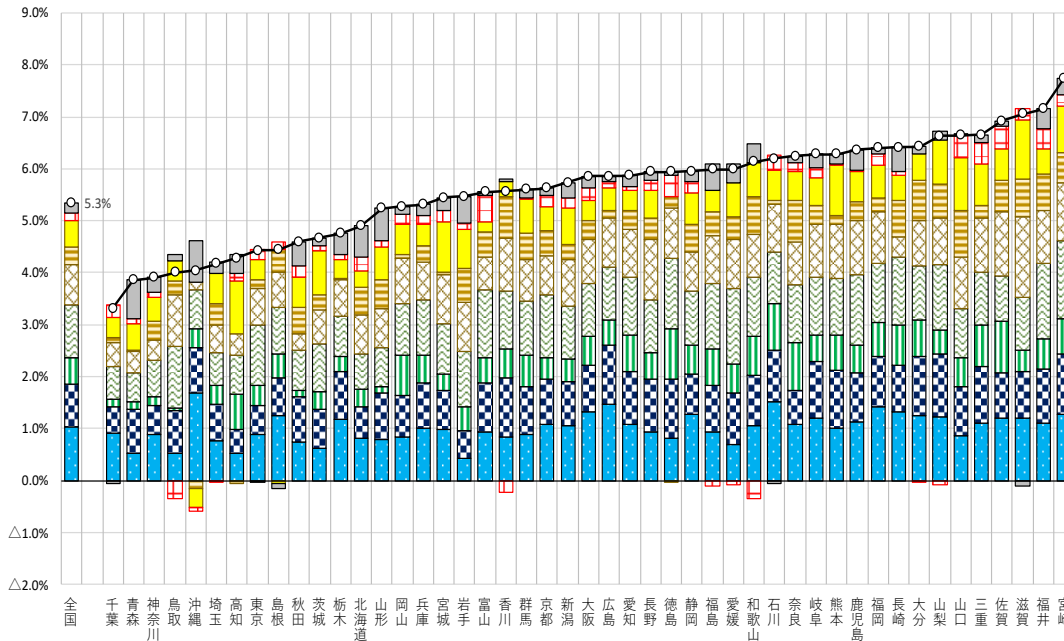
加入者1人当たりの医療費の推移

(円)



※当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均で除して算出しています。

1人当たり医療費総額の増加(年齢階級別要因分解)※1 ※2



2022年度の加入者1人当たりの医療費総額は、5.0%増加しました。

●加入者1人当たりの医療費総額: **204,099円**(5.0%増加)

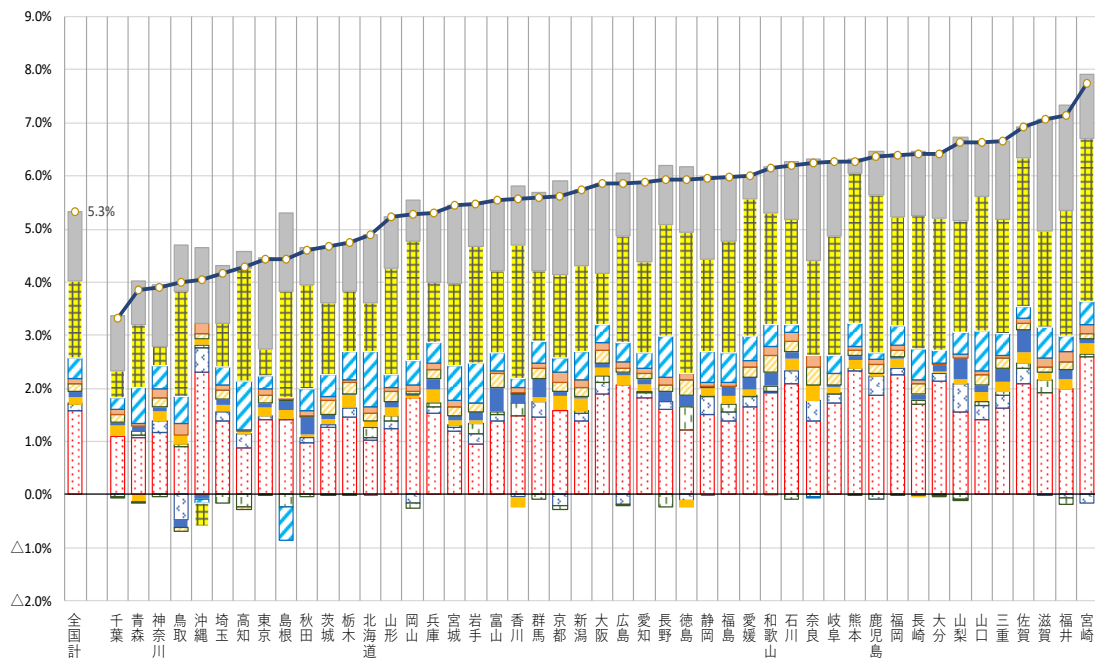
・加入者1人当たりの医療費総額について、協会けんぽが保有するレセプトデータを用いて年齢階級別に要因分解を行ったところ、2021年度に引き続き、全国的に1人当たり医療費総額は増加しており、ほとんどの都道府県で全ての年齢階級が増加に寄与していることが分かります。



※1 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※2 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

1人当たり医療費総額の増加(疾病分類別要因分解)※1



・疾病分類別に要因分解を行うと、全ての都道府県で、特に「呼吸器系の疾患」及び「特殊目的用コード(主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病)」が増加に寄与していることが分かります。「呼吸器系の疾患」が増加に寄与している要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度に「呼吸器系の疾患」の医療費が大きく減少し、その反動で2021年度から2022年度にかけて増加し続けていることが考えられます。

- 呼吸器系の疾患
- 循環器系の疾患
- 筋骨格系及び結合組織の疾患
- 感染症及び寄生虫症
- 損傷、中毒及びその他の外因の影響
- 眼及び付属器の疾患
- 消化器系の疾患
- 特殊目的用コード
- 新生物
- その他の疾病
- 疾病分類計

2022年度 事業計画における主な重点施策

- (1)健全な財政運営

(2)サービス水準の向上

(3)限度額適用認定証の利用促進

(4)現金給付の適正化の推進

(5)効果的なレセプト内容点検の推進
- (6)柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

(7)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

(8)被扶養者資格の再確認の徹底

(9)オンライン資格確認の円滑な実施

(10)業務改革の推進

事業の実施状況、実績等

(1)健全な財政運営（報告書 p.24）

・2023（令和5）年度の保険料率の決定に向けては、運営委員会及び評議会に、2027（令和9）年度までの5年間の収支見通しと近年の被保険者数及び一人当たり医療給付費等や日本の人口動向（年齢階層別の将来人口を含む。）のほか、2017年（平成27年）9月試算の5年収支見通しと実績の比較検証結果等を丁寧に説明した上で議論を行った結果、2023年度の平均保険料率は、前年度と同じ10％に決定されました。

・今後も、加入者や事業主に協会決算や財政の見通しに関する情報発信を行うとともに、各種審議会等の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行っていきます。

(2)サービス水準の向上（報告書 p.47）

・傷病手当金等の各申請について、申請書の受付から支払までの所要日数を10営業日以内とする目標（サービススタンダード）を設定しています。2022年度の達成率は99.9％（前年度99.9％）であり、KPI（100％）を概ね達成できました。

・加入者の申請手続きの利便性の向上を図るため、各種給付申請について、窓口に来訪しなくても申請できる郵送化を促進しています。2022年度の郵送化率は、95.7％とKPI（95.5％）を達成しています。

(3)限度額適用認定証の利用促進（報告書 p.50）

・加入者の医療機関等の窓口での支払額を軽減させることができる限度額適用認定証について、利用促進を図っています。

〔2022年度実績〕

発行件数	使用率
約124万件（139万件）	83.0％（81.5％）

(4)現金給付の適正化の推進（報告書 p.51）

・傷病手当金や出産手当金等の現金給付については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、傷病手当金の給付件数が急増しました。現金給付の適正で正確な審査は協会の基本的な責務であり、不正受給対策の観点で明記されている業務マニュアルに則った審査を励行しています。

・更に、不正の疑いへの対応については、各支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチームで検証の上、必要に応じて事業主への立入検査を実施しています。

(5)効果的なレセプト内容点検の推進 (報告書 p.55)

・医療機関や薬局が医療費等の請求を行うためのレセプト(診療報酬明細書)は、社会保険診療報酬支払基金による審査の後、協会による内容点検(診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検)等を行います。医療費の適正化に資するため、協会では効率的かつ効果的なレセプト点検の推進に努めており、2022年度については、支払基金と合算した査定率は0.337%と前年度を上回り、KPI(前年度以上)を達成しました。また、協会の再審査レセプト1件あたりの査定額は、7,125円となり、KPI(前年度以上)を達成しました。

(6)柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 (報告書 p.62)

・2022年度に申請のあった柔道整復施術療養費のうち、多部位かつ頻回受診(不正施術が疑われる申請)の割合は0.86%であり、申請に占める割合を対前年度以下とするKPIを達成しました。

[柔道整復療養費の申請件数と内訳]

	2021年度		2022年度	
	件数(件)	申請に占める割合	件数(件)	申請に占める割合
申請件数	15,108,898	—	14,872,863	—
うち多部位かつ頻回	143,059	0.95%	127,656	0.86%

※多部位かつ頻回…施術箇所3部位以上かつ月15日以上

(7)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 (報告書 p.64)

・2022年度の保険証回収率(資格喪失後1カ月以内)は86.27%(前年度84.11%)であり、KPI(対前年度以上)を達成しました。

・資格喪失後受診による債権の回収率は54.35%(対前年度▲1.13%ポイント)と、KPI(対前年度以上)を達成できませんでした。

なお、オンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されたことや支払基金のレセプト振替・分割により、資格喪失後受診のレセプトは新たな保険者へ振り替えられることから、今後は資格喪失後受診による債権の発生件数・金額は減少していくことが期待されます。

(8)被扶養者資格の再確認の徹底 (報告書 p.67)

・保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を日本年金機構と連携して実施しています。2022年度は、18歳以上(2022年3月末時点)の被扶養者に対して、マイナンバーを活用した資格再確認を行いました。

・2022年度においては、10月に約135万事業所へ被扶養者状況リストを送付し、78,264人分の被扶養者資格解除届出の漏れを確認しました。2022年度の提出率は92.3%とKPI(93.4%)を概ね達成しました。

[2022年度実績]

	2021年度	2022年度
被扶養者資格再確認対象事業所数	1,346,980社 (提出率:91.3%)	1,349,590社 (提出率:92.3%)
被扶養者削減数	73,047人	78,264人

(9)オンライン資格確認の円滑な実施 (報告書 p.68)

・オンライン資格確認により、協会の加入者でなくなった後に、加入者として医療機関等を受診した場合等に係る医療費等について、返還等の際に生じる事務コストの軽減が期待されています。

・2022年3月に、マイナンバーが未収録となっている被扶養者及び70歳以上被保険者の事業主へ、マイナンバー登録促進の広報を行いました。この取組等により、協会の2023年3月末時点のマイナンバー収録率は99.0%(2022年3月末時点の収録率98.9%)となり、「対前年度以上」のKPIを達成しました。

(10)業務改革の推進 (報告書 p.69)

・2022年度は、各種推進ツールを活用して職員の意識改革の促進と多能化をさらに推進することで業務量の多寡に柔軟に対応可能な事務処理体制の構築に取り組みました。また、新業務システムの2023年1月のサービスイン後の事務処理の円滑な定着を目指し、新業務フローの効果的な運用等について、担当職員へ研修を集中的に実施しました。

2022年度 事業計画における主な重点施策

- (1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- (3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>
- (4) インセンティブ制度の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- (5) 支部で実施した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- (6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ>
- (7) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

事業の実施状況、実績等

(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 (報告書 p.71)

・2022(令和4)年度の保健事業に関しては、2021(令和3)年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しつつ、大規模事業所への重点的な受診勧奨等をはじめとした各種取組を推進した結果、健診及び特定保健指導の実施件数は前年度及び前々年度を上回り、過去最高の水準となりました。

【2022年度実施結果】

	2021年度	2022年度
生活習慣病予防健診の実施率	53.6%	56.4%
事業者健診データの取得率	8.5%	8.8%
被扶養者の特定健診の実施率	26.2%	27.7%
	2021年度	2022年度
被保険者の特定保健指導の実施率	18.2%	18.2%
被扶養者の特定保健指導の実施率	12.8%	15.5%
	2021年度	2022年度
健康宣言事業所数	68,992事業所	81,526事業所

【保健事業における主な取組】

(コンテンツ及び情報伝達経路の見直し)

・「健診はあくまでも生活習慣の改善の必要性及び病気を発見するための手段であり、健診結果を踏まえた特定保健指導の利用や医療機関への早期受診が重要」という一貫したメッセージを伝えるため、①コンテンツ(「なぜ」、「何を」と)、②情報伝達経路(「誰に」、「いつ」、「どのように」)の2つの観点から、健診や特定保健指導等のパンフレット等、計9種類の見直しを行いました。

(更なる保健事業の充実)

・保健事業を更に充実させるための発展的な取組の実施に向けた第一歩として、「重症化予防対策の充実」、「支部主導の保健事業の実施」、「健診・保健指導の充実・強化」から成る「更なる保健事業の充実策」について、次期アクションプランからの本格実施を見据え、まずは2022年10月から、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を開始しました。

・2023年度より、生活習慣病予防健診等の自己負担額を総合健康保険組合の水準に合わせ軽減することにより、国の定める健診実施率の目標達成を目指すこととしました。この取組を広く周知するため、本部においては、経済団体、健診団体及び業界団体に対して広報等の協力依頼を行うとともに、ホームページ上への特設サイトの開設や新聞への広告掲載等の広報を行いました。また、支部においても、経済団体や都道府県等に対して協力依頼を行う等、本部と支部が連携して積極的に周知に取り組みました。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

(報告書 p.114)

・本部・支部において統一的・計画的な広報を実施していくため、全支部共通広報資材として、健康保険制度や協会の取組等について簡潔に紹介したリーフレット及び動画を作成しました。

全支部共通広報資材(リーフレット)



(加入者向け)

全支部共通広報資材(動画)



(健康保険の給付金等～こんな時にも健康保険～)

(3) ジェネリック医薬品の使用促進 (報告書 p.127)

・2023(令和5)年度までに全支部で使用割合80%以上(医科・DPC・調剤・歯科)とする目標に向けて各種取組を推進しました。

	2022年3月診療分	2023年3月診療分
使用割合80%以上の支部	28支部	40支部
協会全体の使用割合	80.4%	81.7%

・また、使用割合が低迷している支部を重点支部に指定し、本部と重点支部で連携して取組※を進めています。

※本部において、重点支部が効率的かつ効果的なアプローチを行えるよう、分析を行い、当該分析結果に基づき、重点支部が「ジェネリック医薬品使用促進に係る実施計画書」を作成し、当該計画書に基づき、使用促進に取り組む等

(4) インセンティブ制度の着実な実施 (報告書 p.132)

・インセンティブ制度の実効性を高めるには、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解いただくことが重要であるため、納入告知書同封チラシ等を活用した広報を実施しました。

(5) 支部で実施した好事例の全国展開 (報告書 p.136)

・2023年度パイロット事業は、「①健診当日の特定保健指導の効果的な利用勧奨等」と「②地域特性・職域特性を踏まえた重点的喫煙対策」をテーマに実施することとし、①で3支部、②で2支部を採用しました。今後、具体的な事業の実施や実施後の効果検証について、本部・支部連携のもと取り組んでいきます。

(6) 地域の医療提供体制等への働きかけ (報告書 p.137)

・地域における良質かつ効率的な医療提供体制の構築に向け、各構想区域の調整会議に参画し、医療データ等を活用した意見発信を行っています。

【医療データ等を活用した
意見発信を行った支部】

2021年度	2022年度
27支部	37支部

(7) 医療保険制度改正等に向けた意見発信 (報告書 p.143)

・社会保障審議会医療保険部会における医療保険制度改革の議論にあたり、2022年12月1日に被用者保険関係5団体(※)から医療保険部会長に対して、子育て・若者世代をはじめとする現役世代の負担軽減につなげる改革とするよう要請を行いました。

※健康保険組合連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、協会の5団体

(8) 調査研究の推進 (報告書 p.157)

・外部有識者を活用した調査研究について、2021年度に採択した5件の研究を着実に進めるとともに、新たに4件の研究提案を採択しました。

・協会保有データに加え、国民健康保険等のデータと組み合わせることによって、より効果的に地域の医療費や健康度に関する分析が行え、効率的な施策の実施が期待されることから、2022年度から保険者協議会や都道府県、市町村等と連携した共同研究及び共同事業を推進する取組を始めました。

・データ分析能力の向上等、各支部の人材育成に資することを目的として、「医療費・健診データ分析マニュアル」を作成しました。

2022年度 事業計画における主な重点施策

- I) 人事・組織に関する取組
- (1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- (2) 人事評価制度の適正な運用
- (3) OJTを中心とした人材育成
- (4) 本部機能及び本部支部間の連携の強化
- (5) 支部業績評価の実施
- II) 内部統制に関する取組
- (1) 内部統制の強化
- (2) リスク管理
- (3) コンプライアンスの徹底
- III) その他の取組
- (1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- (2) 協会システムの安定運用
- (3) 制度改正等にかかる適切なシステム対応
- (4) 中長期を見据えたシステム構成の実現

事業の実施状況、実績等

I-(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
(報告書 p.171)

・2022(令和4)年度は、標準人員を踏まえるとともに2023(令和5)年1月に新業務システムのサービスインが予定されていたことから、例年10月の定期異動の時期を7月に前倒しにして、本部や支部間における全国規模の人事異動(304名)及び支(本)部内の配置換え(256名)を実施しました。

I-(2) 人事評価制度の適正な運用 (報告書 p.171)

・協会では、職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

・2022年度は、グループ長補佐以上の階層別研修や新入職員の採用時研修で、人事評価制度の目的や目標設定のプロセス等について説明し、理解の深化に努めました。

I-(3) OJTを中心とした人材育成 (報告書 p.171)

・協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成(OJT)を中心とし、それを補完する集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。

[集合研修の実施状況(2022年度)]

集合研修	内容	実施人数
階層別研修	・支部長研修 ・部長研修 ・グループ長研修 等	495名
業務別研修	・GIS実践研修 ・ステップアップ型統計分析研修 ・保健師全国研修 等	1,057名
テーマ別研修	・ビジネスマナー研修 ・ハラスメント防止研修	99名

・なお、集合研修のうち対面研修への参加者以外の職員にも広く学んで欲しい研修については、集合研修の参加者以外の職員も支部において視聴できるように、オンラインで配信しました。

・各支部においては、①ハラスメント防止研修、②情報セキュリティ研修、③個人情報保護研修、④コンプライアンス研修、⑤メンタルヘルス研修及び⑥ビジネススキル研修の計6研修を必須研修として実施しました。また、各支部の課題に応じた独自研修を45支部において実施しました。

I-(4)本部機能及び本部支部間の連携の強化（報告書 p.175）

・加入者の健康増進のための保健事業の推進等、戦略的保険者機能の更なる強化を着実に実施していくためには、本部・支部間の更なる連携強化が重要となります。

・2022（令和4）年度から本部・支部間の連携強化の方策を実施しています（詳細は本概要版13頁を参照）。

I-(5)支部業績評価の実施（報告書 p.175）

・2022（令和4）年度においても、2021（令和3）年度の結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価方法について見直しを行いました。

II-(1)内部統制の強化（報告書 p.175）

・内部統制の強化に向け、内部統制基本方針（2020（令和2）年10月策定）に基づき、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、事前にリスクの発生を抑制するための仕組みを整備し、組織全体で取り組むことによりリスク管理体制を更に強化していくこととしています。

2022年度は、本部及び一部の支部で洗い出したリスクの分析、評価を行い、優先度が高いと判断したリスクについて、本部及び全支部で共通の対策を実施しました。

II-(2)リスク管理（報告書 p.176）

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるようリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

II-(3)コンプライアンスの徹底（報告書 p.178）

・コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止に関する研修の実施や、コンプライアンス通信（年間6回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を継続的に行いました。

III-(1)費用対効果を踏まえたコスト削減等（報告書 p.178）

・一般競争入札においては、第5期アクションプランにおいて、「一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする」というKPIを設定しており、一者応札案件の減少に向けては、その要因を探るため支部に対してヒアリングやアンケートを実施し、効果的な取組について周知を図りました。

・これらの取組の結果、一者応札案件の割合は14.3%となり、20%以下とする目標を達成しました。

【一者応札割合（2022年4月～2023年3月契約分）】

	一般競争入札 契約件数	一者応札件数 (再掲)	一者応札割合
本部	100	26	26.0%
支部	579	71	12.3%
総計	679	97	14.3%

III-(2)協会システムの安定運用（報告書 p.179）

・2022年度は、新システムのサービスインがありましたが、当時稼働していた旧システムを安定稼働させつつ、それと並行して新システム構築を遅滞なく行い、当初のスケジュール通り新システムをサービスインさせました。

III-(3)制度改正等にかかる適切なシステム対応（報告書 p.180）

・制度改正・法律改正や外部機関におけるシステムの変更等に合せて、協会システムの改修を実施しました。

III-(4)中長期を見据えたシステム構想の実現（報告書 p.180）

・協会の新業務システムは、業務改革の推進に向けた取組等を実施することを目的として、2023年1月にサービスインし、大きなトラブルもなく稼働しています。

・システムの対応に加え、支部職員に向けては、階層ごとの研修の実施や各種マニュアルの整備、事務連絡による通知等を計画的に行い、サービスイン前後の過渡期運用に混乱が生じぬようフォローを行いました。

新型コロナウイルス感染症への対応（報告書 p.182）

- 2022年度の業務を遂行する上で、協会は、加入者及び事業主の皆様の感染を防止するため、以下のような対策を行ってきました。
- なお、新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に2類相当感染症から5類感染症に位置づけが変更されましたが、協会では、今後も、「三つの密」（密集、密接、密閉）の回避等の感染防止対策を徹底しつつ業務を遂行していきます。

（健診・保健指導における感染防止対策）

- ・協会と契約している健診実施機関に対し、感染防止対策の徹底を依頼する。
- ・保健師等が保健指導を行うために事業所を訪問する場合は、事前に訪問先に感染防止対策（対象者との距離が取れる換気可能な場所の確保、マスク着用と相談前の手洗いの実施について対象者へ周知）等にご協力していただいた上で訪問する。
- ・対面による保健指導等を行う場合は、面接開始前に対象者に発熱等の症状がないことを確認する。また、マスク着用、手洗い（又はアルコール消毒）の感染防止対策を十分に行う。

（お客様窓口における感染防止対策）

- ・窓口の入口に「新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、窓口が混雑している場合、可能な方は時間を改めてお越しいただきますようお願いいたします。」の案内を掲示し、感染リスクへの注意喚起を行う。
- ・窓口の混雑が想定される場合は、窓口ブースにおける新型コロナウイルス感染症防止対策に加えて、待合室及びエレベーターホール等の共有スペースにおける対策も講じる（例：定期的な換気や加湿器等による湿度管理、待合席の間隔を広く開ける）。

（協会職員の感染防止対策）

- ・公共交通機関における通勤ラッシュ時等における感染リスク低減のため、時差出勤を実施する。
- ・マスク着用や「三つの密」回避、職員自身での毎日の体調管理（体温計測等）等の感染防止対策を徹底する。

東日本大震災への対応（報告書 p.183）

- ・2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災への対応として、被災された加入者の費用負担の軽減等については、国の方針や財政措置等を踏まえ、2022年度においても引き続き、必要な措置（医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除、健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付）を実施しました。

➤ 協会全体の重要業績評価指標(KPI)の達成状況

達成	10	概ね達成	3	未達成	7
----	----	------	---	-----	---

基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	99.9%	概ね達成
	②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする	95.5%	95.7%	達成
効果的なレセプト内容点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする ※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	0.332%	0.337%	達成
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	6,330円	7,125円	達成
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.95%	0.86%	達成
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	84.11%	86.27%	達成
	②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	55.48%	54.35%	未達成
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする	93.4%	92.3%	概ね達成
オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	98.9%	99.0%	達成

戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を61.2%以上とする	61.2%	56.4%	未達成
	②事業者健診データ取得率を9.1%以上とする	9.1%	8.8%	概ね達成
	③被扶養者の特定健診実施率を33.2%以上とする	33.2%	27.7%	未達成
	（参考）第三期特定健康診査等実施計画における特定健康診査の実施率目標（①～③の合計）	62.0%	57.9%	未達成
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を30.1%以上とする	30.1%	18.2%	未達成
	②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.7%以上とする	14.7%	15.5%	達成
	（参考）第三期特定健康診査等実施計画における特定保健指導の実施率目標（①②の合計）	29.0%	18.1%	未達成
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする	12.4%	9.9%	未達成
コラベルスの推進	健康宣言事業所数を64,000事業所以上とする	64,000事業所	81,526事業所	達成
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48%以上とする	48%	50.8%	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科	80%	44支部が達成 （2023年3月診療分） 〔参考〕2023年3月診療分の使用割合が80%以上：40支部	未達成
医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	47支部	37支部	未達成

組織・運営体制関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	20%	14.3%	達成

「戦略的保険者機能強化等に向けた本部・支部の連携強化」の実践(報告書 p.192)

- 各支部では自らの創意工夫により様々な事業を実施してきましたが、都道府県単位保険料率決定の要因となる医療費の地域差や加入者の健康増進等を図るための取組である保健事業の地域差(健診・保健指導実施率等)は依然として大きい状況にあると言えます。
- こうした地域差を縮小するためには、医療費等の分析による地域の課題の把握や、その分析結果に基づいた医療費適正化の取組や保健事業の取組等を推進し、戦略的保険者機能を更に強化していく必要があります。



✓ こうした問題意識の下、

1. 支部におけるエビデンスに基づく事業実施のサイクル化と本部・支部間の情報共有
2. 保健事業の充実・強化
3. 広報の充実・強化
4. 保険者努力重点支援プロジェクト

からなる「戦略的保険者機能関係等の充実・強化に向けた本部・支部連携強化」の方策を実施しています。

1. 支部におけるエビデンスに基づく事業実施のサイクル化と本部・支部間の情報共有

- ・支部においてエビデンスに基づく事業実施を行うため、支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定スケジュールについて、支部加入者の健康課題の把握から始まるスケジュールへの見直しを行いました。
- ・支部保険者機能強化予算については、協会全体予算を加入者数等に応じて支部に配分することを基本としていますが、課題解決に向けた支部の取組を予算面からも支援するため、2023(令和5)年度より同予算の拡充を行いました。
- ・支部におけるエビデンスに基づく事業実施を行うためには、支部におけるデータ分析能力向上が必要不可欠であることから、スタッフ、主任に対する階層別研修に医療費分析に関する講義の追加したほか、2023年1月に運用を開始した新たな情報系システムに対応した「都道府県支部別医療費・健診データ分析マニュアル」を作成し、支部職員を対象とした研修の場において当該マニュアルの説明を行いました。また、学会で発表できる研究成果の対象と、参加対象とする学会を拡大しました。
- ・2022年度調査研究フォーラムでは、本部・支部での分析成果の発表に加え、外部有識者を活用した委託研究(2020年度採択案件)の中間報告を実施する等、在り方を見直した上で開催しました。

2. 保健事業の人事・組織体制の強化

・戦略的保険者機能の更なる強化を図るためには、専門職たる保健師の採用と育成強化が重要であり、まずは、全ての支部において支部保健師2名以上を配置する体制の構築に向けて、支部保健師の計画的な採用活動を行うための採用指針を策定し、支部保健師を重点的に確保する重点支部として27支部を指定した上で、全支部で採用活動を強化しました。

支部においては、都道府県看護協会をはじめとして、自治体や看護系大学等の関係団体を訪問し、保健師を巡る諸情勢についての情報収集を行うとともに、支部保健師の確保について協力依頼を行いました。本部においても、日本看護協会等を訪問し、日本看護協会が運営する看護師・保健師の就職サイトのホームページに協会の採用情報を掲載していただいたほか、看護師・保健師専門誌3誌に求人広告を掲載しました。これらの取組の結果、2023年3月末時点で、15名の支部保健師を新たに採用することができました。

・保健事業全体の企画立案・調整等を行うために必要な資質と意欲を有する支部保健師を育成することを目的として、「保健師キャリア育成課程」を創設し、研修等を実施しました。

3. 広報の充実・強化

・協会が加入者及び事業主に知っていただきたい情報を確実に伝えるため、全国統一的な広報資材を作成することとし、2022年度は、健康保険制度や協会の取組等について簡単に紹介したリーフレットや動画を作成しました。

リーフレットは、「健康保険制度になじみのない方向け」、「加入者向け」及び「事業主向け」の3種類を作成し、ホームページに掲載したほか、各支部において健康保険委員や新規適用事業所へ配布する等して、活用しました。

動画は、「協会の概要」、「各種給付金」及び「保健事業」の3種類作成し、動画配信サイト及びホームページへ掲載したほか、各支部において健康保険委員を対象とした研修会等で放映する等して、活用しました。

4. 保険者努力重点支援プロジェクト

・北海道支部、徳島支部、佐賀支部において、2024年度中を目途に保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施すること、あわせて、本プロジェクトの実施を通じて蓄積した分析・事業企画の手法について、全支部に横展開をしていくことを目的として、「①医療・健診データ等を用いた医療費の地域格差等の要因分析」、「②要因分析により洗い出された課題の解消に向けた事業の企画」について、本部と対象3支部とで連携し、対応を進めています。

・要因分析及び課題の解消に向けた事業企画に関して、検討段階から医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を受けるため、それぞれ複数名の外部有識者等で構成した「アドバイザリーボード」及び「アドバイザリーボードワーキンググループ」を設置し、更に対象3支部それぞれの地域医療にも精通された外部有識者を地域アドバイザーとして委嘱しました。

・2022年11月に第1回アドバイザリーボード、2023年2月に第1回アドバイザリーボードワーキンググループを開催し、要因分析の具体的な実施方針等を決定しました。また、2023年4月に第2回アドバイザリーボードを開催し、それまでの間に実施した分析の結果から認められた対象3支部それぞれの健康課題について、その内容を決定しました。

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン(第5期)においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

(参考)保険者機能強化アクションプラン(第5期)における主な取組

(1) 基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進

(2) 戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進

(3) 組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化
- 内部統制の強化
- 次期システム構想